時事新報

彼れ果して何を爲さんとするか

支那政府は東學黨鎮壓の爲めと稱して自から兵を朝鮮に出しながら日本の出兵を聞て遽に狼狽し他に向て兵を撤去す可しなど我儘勝手の要求を試みて意の如くならざるより何か癇に決する所あるもの〳〵如く頻りに非常の用意を爲し更に水陸の兵員を增發して朝鮮に向はしめたりと云ふ其目的は何れに在るや知る可らず雖も或は其兵力を後楯と頼み大に聲威を張りて更に要求する所あるが爲めにてもあらんか支那人固有の手段とは云ひながら我輩は其擧動の淺墓なるに驚かざるを得ず抑も我國の出兵は朝鮮の内亂に付き人民保護の爲めに外ならずして亂、平げば直に引揚ぐるみと勿論なれども彼國の有樣を見るに殆んど無政府同樣の次第にして内政の不行屆なるは申す迄もなく之が爲めに我日本人民の損害を蒙りたるみと幾許なるや知る可らず即ち彼の明治十五年の變亂と云ひ十七年の事件と云ひ何れも彼國の内亂に外ならざれども其餘波を我人民に及ぼして財産生命さへ屢〻危うしたるもの少なからず今回の内亂とても若しも他國の出兵なかりせば如何なる危險も計る可らざる次第にして彼の政府の有樣にして永く今日の如くなるに於ては不安心みの上もある可らず斯くては我居留人民の財産生命の不安全は勿論、日本國の利害より見るも決して等閑に付するを得ず即ち彼をして自から其内政を始末し苟めにも他國人に危險の虞なきを保證せしむるみと是非とも必要の處置なれども朝鮮政府の無力なる自力を以て其始末を爲すは到底覺束なき所なれば亀洋の先進にして且つ隣國の友誼ある我日本人たるものは飽までも力を假して其事を助けざる可らず而して彼の内政の改良其緒に就ていよ〳〵危險の虞を去り安全の保證を得るに至るまでは日本兵の駐在も自から必要にして決して一兵をも減ず可きに非ず即ち人民保護の目的を實にするものにして正當防禦の處置にみえれば何人も敢て之に對して異議を挾むみとを得べからず若し萬一にも云々するものあらば是れぞ正しく我が正當の目的を妨げんとするものなれば決して少歩も假す可らず直に日本國の利害を犯すものと認めて斷然の處置に出るみと正當防禦に止むを得ざるの手段なる可し然るに彼の支那政府は如何なる理由にや我に對して漫に撤兵の要求を試みたるのみならず更に兵員を增發して何か爲す所あらんとするもの〳〵如しと云ふ彼れ果して何を爲さんとするか假令ひ其兵力を以て他を脅嚇し以て其求むる所を得んとするも誰れか斯くの如き我僥勝手なる擧動を許すものあらんや事の成行自から知る可きのみ彼國人等は果して他の決心動ず可らざるものあるを知るや否や聞く所に據れば彼國にて事今日の事に任ずるものは彼の李鴻章にして李は支那の老耄中にて最も他國の事情に明なるものなりと云ふ果して然らば斯る無謀の擧に出で〳〵其結果の自國に利なるや不利なるやは自から判斷して自から知るに難からざるみとならんなれば此際に當りては大に注意して無益の事を謹しみみを自家の得策なる可きに更に其邊の氣色もなきのみか猛狽の餘り大に兵を增發して例の脅嚇手段に出でんとするを見れば彼も亦實際は自脅自大、他を知らざる頑陋輩と一般の老物にして漫に虚勢を以て他を壓せんとして却て自から老後の恥辱を取るみとを悟らざるものなるか或は自から其得策に非ざるを悟るとは雖も一方には平素より内外人に向て朝鮮の所屬云々を公言したる手前もあり又一方には若しも此際に手を引くみともあらば堂々たる大清中華の勢を以て他の威風に畏縮したりとの非難を免れずして或は自家の地位を動かさるゝの掛念もあるが故に萬々不利とは知りながらも止むを得ずして斯る擧動に出でたるものなるやも知る可らず其事情は何れにしても結果の責任は李の一身に歸するの外なかる可し我輩は彼の老伯の心事を推測して轉た憫憐の情に堪へざるなり

雜報

○敍任辭令

内務省土木局技師工科大學教授　古市公威
任内務省土木局監（從工科大學教授如故）
内務省衆議院議事部長法制局書記官行政裁判所判定官　都築馨六
任内務省土木局長（以上六月廿二日）
ジエー　ジエー　フレデリック　バンデヰル
名譽領事ヲ命ス（四月廿七日）
芝區裁判所判事判事　穗井鎮三
判事本所區裁判所判事兼東京區裁判所判事　廣川廣四郎
兼補京橋區裁判所判事　遞信省燃料技師　廣瀬之助
兼補麹町區裁判所判事（六月二十二日）
關西鐵道株式會社（鐵道線路四日市奏名間監督ヲ命ス（以上六月二十三日）

○大同江より清兵なし

李鴻章は部下の軍隊凡そ六千を發して朝鮮に派遣せんと欲し既に其幾分は出發したりとの報ありしかば最早大同江の鐵嶋邊に上陸したるならんと思ひ居たるに昨朝仁川より達したる電報には左の如く見えたり

只今（廿四日午後八時五十分）大同江を巡航して歸着したる船舶の報道に依れば大同江には一名の清兵を見ず極めて穩かなりと

○清兵の發送

清國は六千の大軍を派遣すと聲言し頻りに準備中なりとの報あれども別項にも見ゆる如く一昨日迄では大同江に清兵の着したる樣なかりしと云ふ清兵派遣の報は是迄芝罘を發したるものなりしに一昨日天津を發したる電報も亦た軍隊派遣の事を報ぜり即ち左の如し

軍隊二百、馬數十頭と藍船に搭載して朝鮮に送りたり

引續き五千の兵士派遣の準備中なり

○清艦三艘仁川に入る

此程北洋水師提督丁汝昌は軍艦三隻を率ゐ朝鮮に向け出發したりとの報ありしが昨日仁川より達したる報道に依れば此軍艦は丁汝昌を乘せ居らざるもの〳〵如し其一

全文を左に

清國軍艦定遠外一隻當港に來着したり

艦中に丁提督を見ずと云ふ

○牙山の清軍

牙山に在る清軍二千餘、其進退に就ては世人の注目する所にして或は直ちに京城に進軍するならんと云ひ或は茲處を去りて大同江に廻り後着の清軍に合するならんと云ひ推測區々なりしが昨日仁川より達したる電報には左の如く見えたり

牙山に在る清軍は今尚動かず

在韓の清國人は續々引上げて歸國の途より上れり

○清國出師の實況

今度清國より更に六千の大兵を增發する事は我社の毎度報道したる所にして讀者も最早や大概の事情を推知せられたるならんと云へども尚ほ各地よりの電報及び各所より探聞したる事實を綜合して清國出師の實況を記載せんに今度同國より增發する兵士は重に

天津、太沽及び其附近

の各兵營より徴發するものにして其兵員は或は十七衛なるべしとも云ひ或は十一衛なるべしとも云ひ何れが信なるや素より知るべからざれども若し假りに之を十七衛なりとすれば其總員八千五百人、又之を十一衛なりとすれば其總員五千五百人なり時事新報は芝罘なる我通信員の報と越したる所に據り大凡六千人を豫想したるは蓋し大差なからんと信ず

軍隊編成の方法

扨て其六千の大兵を如何なる方法に由り召集し又如何なる方法に由り編成するやと云ふに天津、太沽、及び其附近の兵衛をソックリ其儘徴發するにあらずして李鴻章は部下の親將と謀議し直隸配下の兵衛中特に精銳なるものを拔擢し此處より一衛、彼處より一衛、粒々撰み上げたる精の又精なるものなりと云へば之を混成して組織する兵隊は先づ同國にて最強力のものなるべしと云ふ

上海よりも出兵の噂あり

李鴻章は上陳の如く直隸配下の軍兵を徴發するのみならず上海よりも亦若干の兵士を派遣せんとする計畫あり其兵數及び出發期日の如きは詳かならざれども兎に角同處よりも出兵の準備ありとは事實なるが如し

支那各港より鐵嶋に至る海程

以上の兵は既に一昨日の號外を以て特報したる通り悉く平壤に向け出發するものにして大洞江を遡り鐵嶋に到るには威海衛、旅順口よりすれば通常二十時間、天津、太沽よりすれば通常二十時間を要するよし運送には無論招商局の汽船を用ひ僅に二艘を以て幾回にも運送するならんなれども我國馬關よりして仁川に至るに五十餘時間を費す事比すれば彼の運送船一艘は我の二三艘にも相當す

水雷艇も地雷も

今度清國水師提督は軍艦を率ゐて朝鮮に來着したりとの報あり未だ水雷艇か素より未だ地雷は之を大洞江の河口に入るるも江内に入らざるものなるべし

埋め以て他國の侵入を防ぐ

因て以て大洞口を閉く

鐵嶋より大洞江の河口

鐵嶋は大洞江の河口にして唯一の碇泊所にして平壤を距る僅に六千六百十五個

京城の仁川に於ける

京城を距る凡そ四千六百四十六個

兵は京城に本陣を

亦言ふべからざる

なるの日は即ち

むるの日なり是に

き兩者互に大兵を

判し彼我に一歩の

許さゞるに於ては

を演ぜんみと亦已

○對外硬派の

純孝、佐々友房、尾崎三良、他重なる對外硬派の人々は日も右議氏等の外務大臣、新蕪事務所に會合し藤政之助、鈴木重遠氏會合して左の如く見えたり

一　朝鮮國をして朝鮮國の内政を改革せしむる事
二　朝鮮國内外の電信を日本の管轄に移す事
三　朝鮮國の京城、釜山、元山の三港を開かしむる事
四　沿岸航海權を開かしむる事
五　現在開市場港を開かしむる事
六　現在の開市場を擴張せしむる事
七　朝鮮國の内亂に付き人民保護の爲め日本國より派出したる兵隊を駐在せしむる事
八　朝鮮の猛徒を鎮壓して朝鮮國の内亂を鎮定する事

○對韓同盟會

時より麹町區有樂町の決議したり

「朝鮮事變には

る事

一評議員十名を

一本會の便宜又

るみと又其人

する事

尚ほ同會は本日よ

○小松大將宮

前十一時頃宮中に

屬あり歸途同會

八々を軍事に關し

○東宮御參內

皇太子殿下は一昨二十四日午前八時御出門にて宮城（御參內御歸途南豐島なる新宿御料地へ行啓午後三時二十五分還御せられたりと

○閑宮殿下の御避暑

皇子輝仁親王滿宮皇女允子內親王宮英宮の兩殿下は御避暑のため今二十六日午前七時二十分新橋發の汽車にて出發され函根宮ノ下の御別

○生絲

在荷の區別左の如し

最近の調査新古在荷の區別左の如し

器械絲	六千六百十五個	內新絲
坐繰絲	千四百四十六個	內新絲
折返	九百二十八個	奥仙撰付

二十五番　黑大黑（百）　三個　横撰に於る新絲も追々多數の入荷あり

器械絲	百二十四個	千十三個
坐繰絲	千四百四十六個	丁千匡
折返	九百二十八個	三個

第二　當社行は明治二十三年法律第七十二號會社條例に準拠し資本の目的を以て株式會社新潟銀行と稱し本店を東京市番地に設置し各所に支店又は出張所を設くるものとす
第三　當銀行の資本金額は金五百萬圓にして其株式を十萬株とし一株の金額を金五十圓とす
第四　當銀行の資本金額は金五百萬圓にして其株式を十萬株とし一株の金額を金五十圓とす
第五　當銀行の營業は銀行條例に準拠し預り及貸付割引一般の事務を經營するを以て目的とす